

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 意見</p> <p>(1) 遺留金の取扱いについて</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第9条第1項に「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」と規定されており、その者の遺留金品がある場合は、警察や医療機関等（以下「警察等」という。）から各区が引継ぎを受けている。</p> <p>その遺留金品の取扱いを定めた遺留金品取扱要領（保健福祉局長決定）では、遺留金について、「4 遺留金品の保管」の「(1) 金銭」の項目で「受領後速やかに遺留金受付簿（様式3-1）および遺留金品管理台帳（様式3-2）に記録の上、歳入歳出外現金（領置金）として会計室に入金する。それまでの間については、備え付けの金庫にて一時的に保管する。」とされている。</p> <p>また、墓地埋葬法第9条第2項により準用される行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により、その者の葬祭費や死体検案料等に遺留金を充当することとされている。なお、生活保護法第18条に基づく葬祭扶助として対応する場合も、同法第76条の規定により同様の取扱いとなる。</p> <p>各区の実査において、遺留金の取扱いに関して、次のような事例が確認された。</p> <p>ウ 残余遺留金の引渡し額の誤り</p> <p>残余遺留金の引渡しを求める権利を有することを証明した者から申出があったときは、速やかに残余遺留金を引き渡さなければならないが、遺留金から死体検案料を充当しているにもかかわらず、その額を控除しないまま、残余遺留金として引渡しを行った事例があった。</p>	<p>ウ 残余遺留金の引渡し額の誤り</p> <p>今回の事例については、台帳の様式が原因ではなく、台帳への記載漏れが原因で発生したものであったため、遺留金の取扱いについて、遺留金取扱要領や神戸市遺留金取扱マニュアル等に従って適切に取り扱うよう、令和5年12月21日開催の生活支援課長会議で改めて周知した。</p> <p>また、令和7年3月の行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の改正にあわせて神戸市遺留金取扱マニュアル等の改訂を行い、様式の記載例を追加するなど記載漏れの対策を実施することとした。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度財務定期監査（監査対象：福祉局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ウについて、遺留金品取扱要領に定められた遺留金受付簿や遺留金品管理台帳で管理することとされているが、同様の誤りが生じないようにこれらの台帳の様式の見直しなどを検討されたい。</p> <p>以上の点を踏まえ、遺留金の取扱いについて、葬儀業者及び警察等の関係者と調整を行うとともに、職員の事務負担軽減にも配慮のうえ、適切な事務処理を構築し、各区に周知することを検討されたい。（くらし支援課）</p>		

令和5年度財務定期監査（監査対象：健康局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 契約に関する事務</p> <p>エ 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの</p> <p>次年度以降にわたる契約の継続を前年度に約束する自動更新条項を設定した契約を締結している事例があった。</p> <p>(イ) 令和3年9月21日に締結されたガス需給契約書の有効期間は、令和3年10月定例検針日の翌日から令和4年10月の定例検針日までとされたが、「この契約の有効期間満了の2か月前までに、甲乙双方においてこの契約の終結または変更の申し入れのない場合は、この契約の満了の翌日から更に1か年有効とし、その後の期間についても同様とする。」といった自動更新条項が付されていた。また、年度をまたいだ契約であった。</p> <p style="text-align: center;">(健康科学研究所)</p> <p>自治法第232条の3により支出負担行為について、自治法第214条により債務負担行為について、自治法第234条の3により長期継続契約について、それぞれ定めている。</p> <p>また、行財政局長より局室区長宛に、「適正な契約事務の徹底について（通知）」（平成20年10月14日行行コ第616号）が発せられており、この通知では会計年度独立の原則のもと、債務負担行為の手続を経していない場合や長期継続契約の要件に該当していない場合には、年度を超える契約はできないものとされている。</p> <p>なお、「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い（令和4年3月29日行財政局契約監理課長決裁）において、本市が仕様書等を定めることができず、契約相手方の約款等を適用して契約をせざるを得ない場合に、その約款等に自動更新条項が含まれている場合は、「当該約款等に解除留保条項と同等の内容が含まれていることを確認すること。このとき、契約書等に本契約が長期継続契約である旨の表示ができない場合で</p>	<p>【令和6年10月から令和7年3月】</p> <p>現行の契約については、契約満了となる令和6年10月検針日に解約するため「ガス需給契約解約」申し入れを令和6年9月12日付け文書で行った。</p> <p>令和6年10月検針日以降の契約について長期継続契約による契約先選定を見積合せにより行ったが、「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条項を付することについて同意する事業者は現れなかった。</p> <p>このため、単年度契約での契約相手を見積合せで探したが、現行事業者以外は辞退したため、現在の契約先との契約種別を契約相手方の約款等を適用する「個別約款（一般料金契約）」に変更し、契約を締結した。</p> <p>【令和7年4月から令和8年3月】</p> <p>契約相手方の約款には自動更新条項が設定されていることから年度単位での契約を締結するために相手方の約款に定める現行の契約廃止通知期限日までに見積合せによる業者選定を行おうとしたが、現行事業者以外は辞退したため、令和7年度についても現行事業者との契約締結を予定している。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度財務定期監査（監査対象：健康局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>も、契約決裁において本契約が長期継続契約である旨を明示しておくこと。」と示されている。</p> <p>この度の事例について、原則として毎年、年度ごとに契約を締結するか、長期継続契約の対象となるものについては複数年度で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条項を付して長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。</p>	<p>長期継続契約を締結する事業者が見つからないため、令和8年度以降の契約についても年度ごとに契約を締結する予定である。</p>	

令和5年度財務定期監査（監査対象：こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 不納欠損処分に係る債権放棄手続きを適正に行うべきもの</p> <p>私法上の債権（私債権）である放課後児童クラブ利用料の未収金について、神戸地方裁判所からの債務者に対する破産手続の開始と同時に破産手続を終了させる破産廃止の決定通知により不納欠損処理を行っているが、債権放棄等の手続きが行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（こども青少年課）</p> <p>不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取り扱いであり、法律上の存在と会計上の存在は一致させることが原則である。</p> <p>よって、債権管理対象から外す場合には、私債権は債権放棄等の手続により、法律上の債権を消滅させたいうで、不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p>このため、破産法その他の法令規定により、免責決定を受けたときも、債権管理条例第16条第1項第2号に基づく債権放棄を行う必要があり、また、相手方（保証人を含む）への通知（必要な場合は公示送達）を前提に、市会への報告（神戸市債権の管理に関する条例第17条）を要する。</p> <p>これらの適正な手続により、法律上の債権を消滅させたいうで、不納欠損処分を行うべきである。</p>	<p>破産法その他の法令規定により、免責決定を受けた債権に関する債権放棄について、本来、消滅時効に係る時効期間が満了した債権と合わせて行うべきところ、必要な手続きを行っていなかった。</p> <p>指摘以後、破産法その他の法令規定により免責決定を受けた債権に対して、令和6年3月に債権放棄を行った。</p> <p>また、今後、同様のミスが発生しないよう、収税企画課から通知されているマニュアルの再確認と、所属内周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>